

第 5 回 実定法解釈論 1 ——家族と法 2

今回は、前回に引き続き民法の家族法について検討します。親族法の概要の続きを説明したうえで、相続法について説明します。

2. 親族法 (続き)

- ・ 嫡出子とは、嫡出性の推定を受けた子をいい (772 条)、嫡出子は、父母の氏を称する (790 条 1 項)。夫は、子の出生を知ってから 1 年以内であれば、嫡出性の否認ができる (774 条、777 条)。
- ・ 非嫡出子には母子関係があるが (母の氏を称する、790 条 2 項)、父子関係は当然にはない。父または母は、非嫡出子を認知することができる (779 条) が、ひとたび認知すれば取り消せない (785 条)。成年の子は、認知承諾権を有し (782 条)、胎内の子は、その母が認知承諾権を有する (783 条 1 項後段)。認知は、子の出生時にさかのぼってその効力を生ずる (784 条)。なお、父が認知した非嫡出子は、父母が婚姻することにより、嫡出子たる身分を所得する (準正、789 条)。
- ・ 当事者間に、親と嫡出子の関係と同一の法律関係を成立させる身分上の契約を養子縁組という。養子縁組は、原則として、養親と養子の合意によって成立する。養子縁組により、養子は養親の嫡出子たる身分を取得し (809 条)、養親の氏を称し (810 条)、未成年者の場合には、養親の親権に服する (808 条 2 項)。
- ・ 親が未成年の子を監護・教育する権利ないし義務を親権という。父母が夫婦の場合には両者が共同して親権者となり (共同親権、818 条 3 項)、父母が離婚した場合はどちらか一方が親権者となる。非嫡出子の場合には原則として母が親権を行う (819 条)。養子は養親の親権に服する (818 条 2 項)。親権の内容は、(1) 監護・教育の権利・義務 (820 条)、(2) 居所指定権 (821 条)、(3) 懲戒権 (822 条)、(4) 職業許可権 (823 条)、(5) 財産管理権 (824 条) の 5 つである。
- ・ 直系血族相互間と兄弟姉妹相互間には、扶養義務がある (877 条、ただし、その義務の程度に差異がある)。

3. 相続法

- ・ 相続とは、人の死亡その他の事由により、その法律上の地位を他の者が包括的に承継することをいう（882条）。わが国では、封建的な家族制度の下では、長子単独相続とされていたが、今日では、諸子均分相続が原則となった。
- ・ (1) 配偶者と直系卑属が相続人の場合、ともに1/2ずつ相続する。直系卑属が数人あるときは、その1/2について直系卑属各人相続分は相等しい（ただし、非嫡出子の相続分は、嫡出子の1/2である）。(2) 配偶者と直系尊属が相続人の場合、それぞれ2/3、1/3相続する。(3) 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合、それぞれ3/4、1/4相続する（900条）。
(4) 被相続人の死亡前に、相続人となるべき子・兄弟姉妹が死亡した場合、その者の直系卑属がその者に代わってその者の相続分を相続する（代襲相続、901条）。(5) 相続人の不存在が確定すれば、相続財産は国庫に帰属する（959条前段）。
- ・ 民法900条4号は、「ただし、」の後に「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、」と規定しており、当初はその合憲性が確認されていた（最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁）が、その後、憲法14条1項に違反するとして、判例変更された（最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁）。
- ・ 遺言とは、死亡のときに、法律効果を発生させる目的で、一定の方式に従って行う単独行為であり、相続人の廃除（892条）や相続分の指定（902条）も、民法上遺言でなすことができる（961条）。遺言は、満15歳以上の者であればできる（961条）。遺言は、遺言者が死亡してから効力を生ずる（985条）。
- ・ 遺言で各相続人の相続分を定める場合でも、一定の相続人は、1042条以下に定める遺留分（被相続の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分）につき奪われることはない。被相続人による生前の他人への贈与、または遺贈が多くて、遺留分に相当する財産を相続できなかった場合には、遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭の支配を請求することができる（1046条）。

次回から、再び憲法の学習に戻ります。

今回は、人権総論として、私人間効力という問題を扱います。次回以降は、再び教科書（『教育判例で読み解く憲法〔第2版〕』（学文社、2021年））を使用しますので、絶対に忘れないようにしてください。

練習問題

